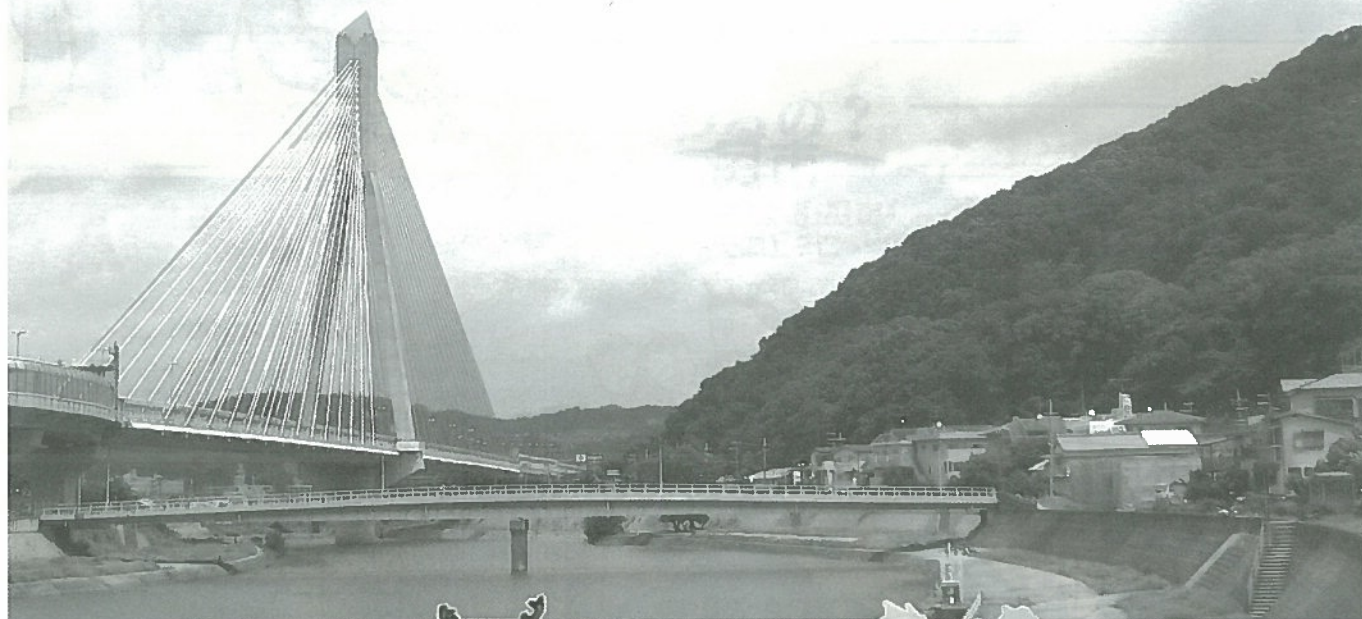
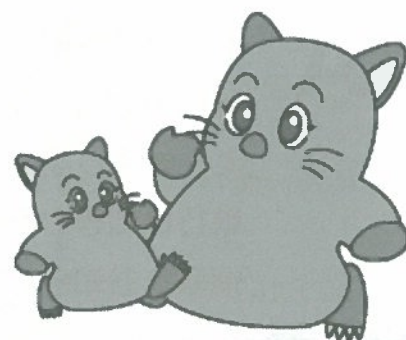


# あなたが主演 明るい未来へ

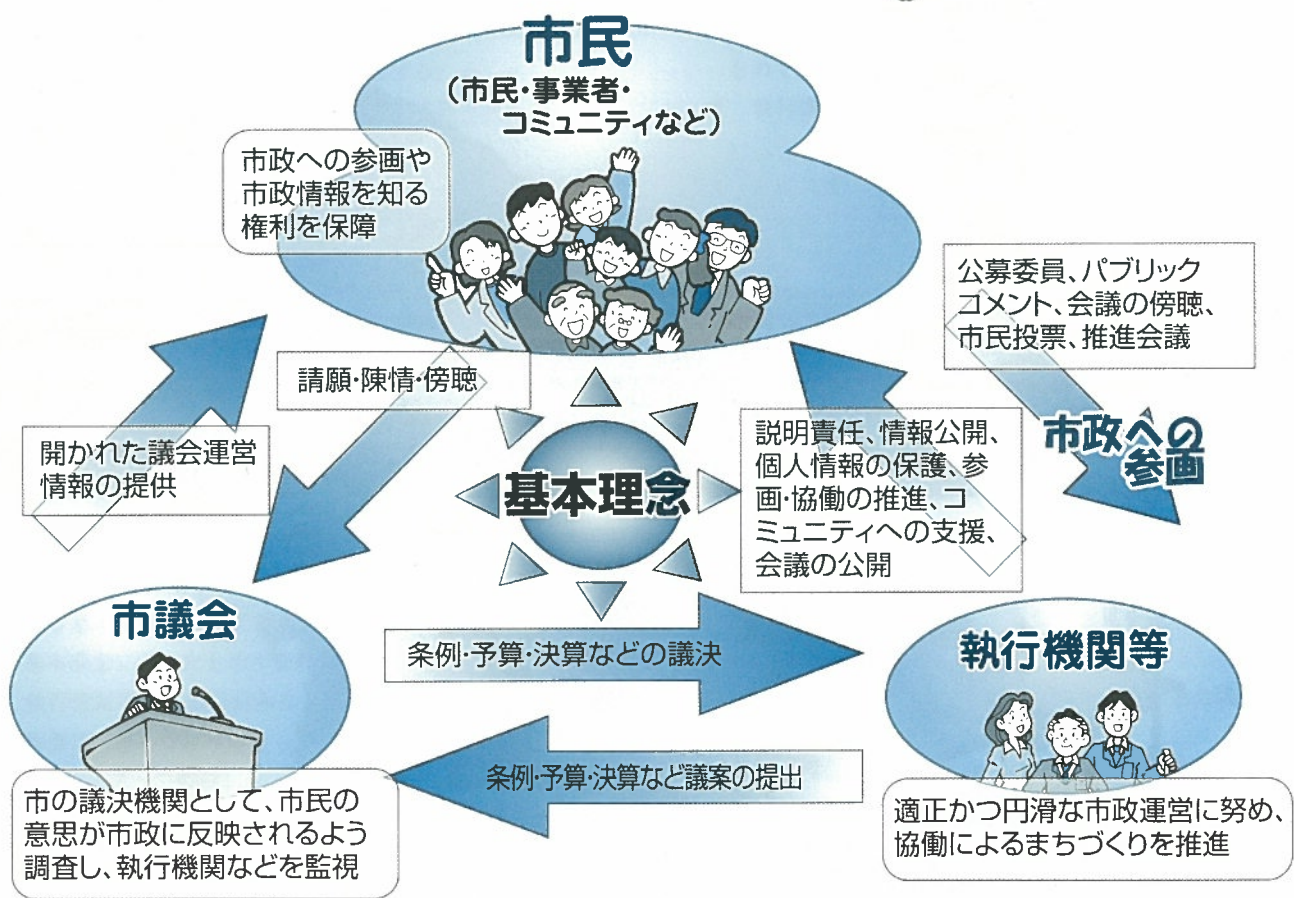


池田市みんなで作るまちの基本条例は、市民がまちづくりの主体であり、市民と市議会、執行機関等がまちづくりの考え方を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、平成17年12月に市議会で可決され、制定されました。平成18年4月1日から施行されています。この条例は、まちづくりにおける基本理念や市政運営の原則を定めたものであり、最高規範いわば池田市の憲法ともいえるべきものです。

# Q1 みんなでつくるまちの基本条例ってなに？

## A

市民と市が協力して、市政を運営していくためのルールなどを定める条例で「まちづくりの基本的内容について、きまりを定めたもの」といえます。市民、市議会、執行機関等の責務のほか、市民の市政への参画の手續や情報をお知らせすることを規定し、市民主体の活力あるまちづくりを進めていきます。



## まちづくりの基本理念

前文を含む22条から成る、みんなでつくるまちの基本条例。第4条では、条例の根幹を成す、まちづくりの基本理念を定めています。

基本理念（抜粋）

①市民、市議会、執行機関等が、協働により行うこと。

②市民、市議会、執行機関等が、まちづくりに関するお互いの情報を共有すること。

③市民の自主的・自立的な参画、男女共同参画が保障されること。

④個人の人権が尊重されるとともに、都市の活力、自然環境、生活環境、教育・文化環境の調和が確保されること。

## Q2 なぜ、まちの基本条例ができたの？

**A** 平成12年の地方分権改革により、国と地方は対等の関係となり、地方自治体の役割と責任が増大しました。また、少子高齢化など、社会環境の変化による高度・多様化した市民ニーズに応える必要も出てきました。市民と市が協働により、共に考え、共に行動し、解決することが求められています。このような市民の参画を推進するため、市民の権利や責務、受け皿としての行政側の責務や仕組みなどを明らかにし、条例で分かりやすく決めました。

## Q3 この条例で何が変わるの？

**A** まちづくりのルールとして市民の役割、市議会の役割、執行機関等の役割が明らかになります。主体的に考えて行動する市民が生まれ、身近な課題を自ら解決する自治の仕組みが構築されます。市民の皆さんが市政に参画するための仕組みが整えられ、市民意見が反映される開かれた市政運営が可能となります。

## 条例を知るためのキーワード

**参画** 政策の立案から実施や評価に至るまでの過程に主体的に関わり、行動し、意見を述べること。

**協働** 地域社会の課題の解決を図るため、それに関わるものがそれぞれの果たすべき役割を分担し合い、お互いを尊重し、信頼しながら協力していくこと。

**まちづくり** 池田市内で暮らす市民の生活に密接に関連する活動や市の施策など。

**市民** 市内に居住する、市内で働く、学ぶ人、さらに市内に事業所を有する法人やNPO団体、自治会等も含めたその他の団体。

**執行機関等** 市長、教育委員会、公営企業管理者（水道事業管理者、病院事業管理者）など、一般に「行政」と言われるすべてのもの。



# こんなふうに市政を運営します

みんなで作るまちの基本条例の中には、市議会の役割や執行機関としてやらなければならないこと、市政を運営していくための基本的な考え方などを定めています。これらに基づいてみんなで池田市のまちづくりを行っていきます。

## 権利と責務

### 市民の権利及び責務 (第5条)

- 市民は、自由に参画する権利があります。
- 市民は、積極的に参画するよう努める責務があります。
- 市民は、必要な情報を知る権利があります。

### 市議会の責務 (第6条)

- 市議会は、選挙で選ばれた議員による市の意思決定機関で、市政の運営状況を調査し、監視する役割があります。
- 市議会は、市民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めます。

### 市議会議員の責務 (第7条)

- 市議会議員は、議会や市政の状況について市民へ情報を提供し、説明に努めます。
- 市議会議員は、議会での質疑により、施策の提案を行い、市民のため職務の遂行に努めます。

### 執行機関等の責務 (第8条)

- 市長は、市政の適正かつ円滑な運営に努めます。
- 協働によるまちづくりを推進します。
- まちづくりに必要な人材の育成を図ります。

### 職員の責務 (第9条)

- 職員は、市民の視点に立って行動し、専門的知識を習得するよう努めます。

## コミュニティ

## 市政運営の原則

### コミュニティ (第10条)

- コミュニティの自主・自立の精神を尊重し、必要に応じてまちづくりを支援します。
- コミュニティ活動を通じ、地域の多様な課題を解決することが、まちづくりの基本であると考え、コミュニティをまちづくりの主体として位置づけています。

### 情報の提供と応答責任 (第11条)

- 執行機関等が保有するまちづくりに関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めます。
- 市民の市政に関する意見及び要望に対して速やかに誠実に応答します。

### 個人情報の保護 (第13条)

- 執行機関等が保有する個人情報を適正に取り扱います。

### 行政評価 (第15条)

- 市民に対して市政運営に関する説明責任を果たすため、行政評価を実施し、職員が事業について「必要性」「緊急性」「効果性」を評価し、結果を公表します。

### 総合計画に基づく市政運営 (第16条)

- 総合計画に基づき計画的な市政運営に努めます。

### 計画策定にあたって市民参画の推進 (第17条)

- 市民参画に当たっては、施策の立案だけでなく、事業の実施や評価においても市民が参画できるよう配慮します。

### 市民投票 (第20条)

- 市長は、市の将来を大きく左右するような事項について市民投票を実施します。
- 市民投票の実施に当たっては、そのあり方を議会で十分に論議する必要があるため、個別の案件ごとに条例で定めるものとしています。

### 国や他の地方公共団体との連携 (第21条)

- 国、府及び近隣自治体間での人材交流や情報共有を図り、近隣自治体間では、広域連携の取り組みを行います。

### みんなで作るまち推進会議 (第22条)

- 参画と協働によるまちづくりなど、本条例の適正な運用に関することや条例の見直しについて協議する会議を設置しています。
- この会議の構成は、公募委員を含め、専門家やNPOの代表者などの委員で構成されています。

## 推進会議



# 市民参画の手法

## 審議会等

審議会等とは、市長等の諮問に応じて市政に関し専門的で中立的な観点から審議や調査を行う機関のことです。この審議会等の委員の一部を可能な限り市民から公募し、またその会議を原則として公開します。

### 委員の公募

執行機関等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、可能な限りその一部を市民から公募します。

知識や経験を生かして、委員として市政にかかわってみようと思われる方は、募集の要領にしたがって応募してください。



### 委員の選考

選考方法（論文、面接等）に従って応募者の中から委員を選考します。



### 会議の開催の公表

公開できる審議会等の会議は、開催日時、開催場所について事前に市広報誌・ホームページ等で公表します。



### 審議会の議論と会議の傍聴

審議会等の委員として選任された方は、各審議会等で事案について、意見を述べていただき、審議会等の総意として答申などを行います。

市長は、この答申を踏まえ、市政の意思決定を行っていきます。

また、市民は公開された審議会等を傍聴することができます。



### 会議録の作成と公表

審議会等の会議については、会議終了後、会議録を作成します。公開で開催された会議の記録はホームページ等で公表します。

## パブリックコメント

パブリックコメントとは、執行機関等が計画等を立案する際に、その案を広く市民に公表し、意見を求め、それを考慮して意思決定をするとともに、提出された意見とそれに対する執行機関等の考え方を公表する一連の手続を言います。

意見を提出できるのは

- 市内在住・在勤・在学者
- 市内に事務所等を有する法人等
- 対象となる計画等について利害関係があるもの

### パブリックコメントの対象

次の①から⑤の制定や改正、廃止をするときに行います。

- ① 総合計画など市の基本的な計画、個別行政分野の基本的な計画
- ② 都市宣言、市民憲章
- ③ みんなでつくるまちの基本条例など市政の基本方針を定める条例
- ④ 市民に義務を課したり、権利を制限したりすることがらを定めた条例
- ⑤ 執行機関等が特に必要と認めたもの

※ただし、次のようなものは対象外となります。

- 緊急を要するものや軽微なもの
- 意見聴取の手続が法令等により定められているもの
- 執行機関等に裁量の余地がないもの
- 税や使用料等、金銭徴収を定める条例

### パブリックコメント手続の流れ

計画等の素案など資料を公開

ホームページへの掲載、行政情報コーナーでの掲出、所管課での閲覧

(提出方法…書面の提出、郵便、電子メール、ファクシミリなど)



おおむね3週間

意見提出の締切



提出された意見や執行機関等の考え方などを公表します。また、計画案を修正した場合は、内容や理由も公表します。

# 池田市みんなでつくるまちの基本条例

## (前文)

私たちが暮らす池田市は、大阪の都心部近く、大阪府北西部に位置し、市域の西側に猪名川、中央に五月山を有する、水と緑に恵まれたまちです。

江戸時代には、酒造り、細河郷の植木を筆頭に、近郷の物資の集散地として栄え、加えて著名な文人や学者の来往により文化も隆盛しました。この時代に始まった北摂随一の火祭り「がらがら火祭り」は、現在にも継承されています。

近代に入って以降は、わが国初の割賦による住宅分譲が行われ、さらには、20世紀最大の発明の一つインスタントラーメンも私たちのまちで誕生しました。クレハトリ、アヤハトリの織姫伝説とあわせて「衣・食・住における事始めのまち」は、大阪国際空港や高速道路網に代表される近代都市基盤のもとで、自動車産業などの新たな都市型産業も育んできました。

私たちは、先人が築き守り続けてきたまちの文化伝統と歴史に、自主的にそれぞれの思いを調和させてより暮らしやすいまちを創造し、未来を担う子どもたちへ責任を持って引き継がねばなりません。

よってここに、市民がまちづくりの主体であることを再認識し、子どもからお年寄りまで、世界を愛し平和を願い、命の尊さと人権を尊重し、お互いに助け合いながら、輝かしい"未来のまちづくり"に自ら取り組むことを宣言するとともに、市民と市議会そして執行機関等がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、最高規範の条例を制定します。

## (目的)

**第1条** この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び執行機関等の責務並びに協働によるまちづくりを推進するための基本原則を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 地域社会及びそこで暮らす市民の生活等に密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組みをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び執行機関等が、それぞれの果たすべき役割及び責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うことをいう。

## (最高規範性)

**第3条** この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めたものであり、本市における最高規範である。

- 2 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を尊重し、整合性を図らなければならない。各種計画の策定、運用及び見直しにおいても同様とする。

## (まちづくりの基本理念)

**第4条** 本市におけるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 市民、市議会及び執行機関等が、協働により行うこと。
- (2) 市民、市議会及び執行機関等が、まちづくりに関する互いの情報を共有すること。
- (3) 市民の自主的・自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。
- (4) 個人の人権が尊重されるとともに、都市の活力、自然環境、生活環境及び教育・文化環境の調和が確保されること。

## (市民の権利及び責務)

**第5条** 市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に参画する権利を有するとともに、積極的に参画するよう努める責務を有する。

- 2 市民は、まちづくりに関し、的確に判断できるよう、必要な情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに参画すること又は参画しないこと、参画の方法及び参画の程度を理由として、差別的な扱いを受けない。

## (市議会の責務)

**第6条** 市議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に最大限反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。

- 2 市議会は、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

## (市議会議員の責務)

**第7条** 市議会議員は、議会の活動状況及び市政の状況等について、市民へ情報を提供し、説明に努めなければならない。

- 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽を行い、施策の提案や提言等、誠実に職務の遂行に努めなければならない。

## (執行機関等の責務)

**第8条** 市長は、市政運営の最高責任者として、市政の適正かつ円滑な運営に努めなければならない。

- 2 執行機関等は、この条例に定める基本原則を遵守した市政運営を行い、協働によるまちづくりを推進しなければならない。
- 3 執行機関等は、まちづくりに必要な能力を有する人材の育成を図らなければならない。

## (職員の責務)

**第9条** 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽に努めなければならない。

## (コミュニティ)

**第10条** コミュニティとは、市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織をいう。

- 2 執行機関等は、コミュニティによるまちづくりを支援する

るものとする。

- 3 市民、市議会及び執行機関等は、コミュニティの役割を認識し、尊重しなければならない。

#### (情報の提供及び応答責任)

**第11条** 執行機関等は、自らが有するまちづくりに関する情報を、正確かつ適正に整理し、市民に分かりやすく提供できるよう努めなければならない。

- 2 執行機関等は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。

#### (情報の公開)

**第12条** 市議会及び執行機関等は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、別に条例を定め、自らが保有する情報を公開しなければならない。

#### (個人情報保護)

**第13条** 市議会及び執行機関等は、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、別に条例を定め、自らが保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (行政手続)

**第14条** 執行機関等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例を定め、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行わなければならない。

#### (行政評価)

**第15条** 執行機関等は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、施策等に対する評価を適時に行い、その結果を市民に公表しなければならない。

#### (総合計画)

**第16条** 基本構想及びこれを実現するために執行機関等が策定する基本計画（以下「総合計画」という。）は、第4条の基本理念に沿ったものでなければならない。

- 2 執行機関等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

#### (計画策定等への参画)

**第17条** 執行機関等は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うに当たっては、市民の参画を推進しなければならない。

- 2 執行機関等は、施策の立案、実施及び評価の各段階において、連続的に市民の参画がなされるよう配慮しなければならない。

#### (審議会等の運営)

**第18条** 執行機関等は、審議会等（調停、審査、諮問又は調査を行うための機関その他これに類するものをいう。以下同じ。）の委員を選任するに当たっては、委員構成に配慮するとともに、可能な限り市民からの公募による委員を含めるよう努めなければならない。

- 2 審議会等の会議は、個人情報の保護、公正な審議、その他会議の円滑な運営に支障があるとして当該審議会等があらかじめ定めた場合を除き、公開して行うものとする。

#### (パブリックコメント)

**第19条** 執行機関等は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、パブリックコメント（意思決定前に市民の意見を求める手続をいう。）を実施するものとする。

- 2 執行機関等は、パブリックコメントの実施に際して市民から寄せられた意見に誠実に対応しなければならない。

- 3 パブリックコメントの対象、実施方法その他の必要事項については、市長が別に定め、これを公表しなければならない。

#### (市民投票)

**第20条** 市長は、市政に関わる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施するものとする。

- 2 市民投票の実施の判断は、市民の意向に十分に配慮したものでなければならない。

- 3 執行機関等は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

- 4 市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度、条例で定める。

#### (国及び他の地方公共団体との連携)

**第21条** 執行機関等は、まちづくりに関し、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

#### (池田市みんなでつくるまち推進会議)

**第22条** この条例の趣旨に沿ったまちづくりを推進するため、池田市みんなでつくるまち推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、本条例の適正な運用に関すること及び見直しに関することを協議し、市長に意見を述べることができる。

- 3 市長は、前項に掲げる事項について、推進会議に対し意見を求めることができる。

- 4 市長は、第2項に基づく推進会議の意見に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### 編集と発行

編集 池田市みんなでつくるまち推進会議  
発行 池田市総合政策部政策推進課  
平成18年10月  
電話 072-754-6213

条例条文の解説については、市ホームページ  
<http://www.city.ikeda.osaka.jp/>を  
ご覧ください。